

## 先進的A I・I o T活用ビジネス創出実証事業業務 企画提案募集要領

この要領は、先進的A I・I o T活用ビジネス創出実証事業業務(以下「本業務」という。)を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集事項

#### 1 案件名

先進的A I・I o T活用ビジネス創出実証事業業務

#### 2 事業目的

近年、A IやI o T等の技術革新による「第四次産業革命」が急速に進んでいるが、一方では、人手不足対策や生産性の向上が喫緊の課題となっている。本県の産業が更に発展していくためには、先進的なA IやI o T等の革新的な技術を活用し、業務効率化や生産性向上及び新たな価値創出が必要である。

しかしながら、A IやI o Tの活用に興味はあるものの、導入効果や費用対効果が不明、ビジネスモデル構築が分からない等のことから、導入が進んでいない状況にある。

そのため、本業務では、県内企業における人手不足対策や生産性向上、新たな価値創出といった課題解決に寄与する、A I又はI o T(以下「A I・I o T」という。)を活用したビジネスモデルの企画、システムの開発・導入・運用等による費用対効果や課題の検証を行うことにより、県内における先進的なA I・I o T関連のビジネス創出及び市場形成を目指すものである。

#### 3 業務内容

本実証は、システム開発などの経験を有する県内のI T関連企業等(第2の2の(2)参照。以下「県内I T関連企業等」という。)とシステムを業務に活用する県内事業者等(第2の2の(3)参照。以下「県内ユーザー企業等」という。)による共同企業体(以下「共同企業体」という。)から、A I・I o Tを活用したビジネスモデルの実証を通して、その成果や検証結果等を報告してもらうものである。

##### (1) A I・I o Tを活用したビジネスモデル等の企画

イ A I・I o Tを活用した実証システム及びこのシステムを活用したビジネスモデルを企画すること。

ロ ビジネスモデルは、本県産業に関する分野において、A I・I o Tを活用したシステムの導入により、人手不足等に対応するための業務効率化や、市場競争力を強化するための生産性向上、サービス・製品の高付加価値化などに資するものであること。

ハ 本業務に取り組む企業以外への適用の可能性があるものであること。

- ニ 本実証における目標を設定すること。
- ホ 対象分野は、次のいずれかにおいて、人手不足対策、生産性向上、新たな価値創出に効果が認められるものであること。
  - (イ) 自動車関連産業
  - (ロ) 高度電子機械関連産業
  - (ハ) 農林水産業及び水産加工・食品加工業
  - (ニ) 上記以外で、AI・IoTの活用により人手不足対策、生産性向上及び新たな価値創出に対して効果が認められるもの

(2) 実証システムの開発

上記(1)に基づいたシステムを開発すること。

(3) 実証システムの導入・運用

開発したシステムを共同企業体の構成企業の県内ユーザー企業等の製造ライン等に導入し、委託期間内の一定期間、運用すること。実証は県内で行うこと。導入・運用において、効果・課題の検証に必要なデータ等を取得すること。

(4) 実証状況の報告

実証の状況等について、県が主催するセミナー等で報告すること。セミナー等での報告は、委託期間内に1回程度、委託期間終了後に1回程度行うものとする。また、委託期間終了後、県は、実証を行った者から、その後の状況について、報告を求めることができることとする。

(5) 成果報告書の作成

実証による成果について、次の内容を記載し報告書を作成すること。

- イ 実証の全体概要
- ロ 開発したシステム等の仕様、機能、特徴等内容及び開発工程
- ハ システムの運用方法
- ニ システムの運用に関するデータ（効果・課題等の分析に係るもの）
- ホ 設定目標に対する評価
- ヘ システム導入に関する効果・課題、これらを踏まえたビジネスモデルの提案
- ト その他、必要に応じて県が指示する内容

4 提案にあたっての注意事項

- (1) 本業務は、県からの委託事業として実施するものであり、予算額内で実現できる内容について提案すること。
- (2) 本業務の委託契約金額には、本業務を受注した共同企業体（以下「受注者」という。）が本業務の遂行に必要な全ての経費を含むものとする。
- (3) 対象とする経費は、本業務の遂行に直接必要な経費であり、具体的には、別表1のとおりである。

- (4) 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。
- (5) 委託契約期間及びその後生じたトラブルやエラー等について、県は一切の責任を負わない。
- (6) 成果報告は県ホームページ等で公開するものとする。ただし、個人情報や企業秘密となる部分は除くこととし、県及び受注者双方において協議した上で公開内容等を決定することとする。
- (7) 本業務の実施により発生した特許権などの知的財産権は、その知的財産を発明したものに帰属するものとする。ただし、県が主催するセミナー等において、成果を積極的に公表すること。なお、本業務の成果報告書については、その著作権は県に帰属するものとし、県の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。
- (8) 前年度の選定案件の継続的な内容の提案は認めない。

5 対象事業数

3件程度

6 契約期間

契約締結の日から令和3年3月5日（金）まで

7 事業費（委託上限額）

4, 999, 500円（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含む。）

## 第2 応募資格

プロポーザルに応募できる者は、次の条件を満たす、本件業務受注のために結成された共同企業体であって、それぞれ次に掲げる用件の全てを満たしている者とする。

なお、共同企業体の幹事法人を決め、幹事法人が代表者として企画提案参加申込書を提出すること。幹事法人は、県内に本社を有するIT関連企業とする。ただし、幹事法人が委託業務の全てを他の法人に再委託することは不可とする。

1 共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）各号に該当する者でないこと。
- (2) 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの全ての期間において、県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表2各号に規定する措置要件に該当しないこと。

- (4) 本事業の業務を十分に遂行する能力を有すること。
- (5) 本公募に関して、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

## 2 共同企業体としての資格要件

- (1) 共同企業体は、システム開発などの経験を有する県内 I T 関連企業等とシステムを業務に活用する県内ユーザー企業等で構成すること。
- (2) 県内 I T 関連企業等は、以下のいずれかに該当すること。
  - (イ) 単独の I T 関連企業での応募の場合には、県内に本社を有すること。
  - (ロ) 複数の I T 関連企業での応募の場合には、1 社以上は県内に本社を有する I T 関連企業が参画すること。
- (3) 県内ユーザー企業等は、県内に事業所を有し、実証場所を提供すると共に、システムの導入、運用及び実証状況の報告について、県内 I T 関連企業等と協力し実施すること。
- (4) 本業務を的確に遂行する組織、人員を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び専門的知識・経験を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

## 第3 スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手から完了に至るまでの予定は下表のとおりである。

企画提案の募集開始	令和2年4月24日(金)
質問受付	令和2年4月24日(金) から 令和2年5月22日(金) まで
質問への回答	令和2年5月29日(金) までに回答
企画提案書提出期限	令和2年6月12日(金) 午後5時必着
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和2年7月7日(火) ※予定
審査結果の通知	令和2年7月中旬 ※予定
契約の締結	令和2年7月下旬 ※予定
業務開始	令和2年7月下旬 ※予定
委託契約終了	令和3年3月5日(金)

## 第4 応募手続

### 1 提出書類

- (1) 企画提案参加申込書(様式第1号) … 1部
- (2) 応募事業者の概要(様式第1号別紙) … 1部
  - ・共同企業体の全構成員について記載すること。
- (3) 共同企業体同意書(様式第2号) … 1部

・幹事法人は、共同企業体の他の全構成員から、共同企業体同意書を提出してもらい、その写しを添付すること。

(4) 企画提案応募に係る宣誓書（様式第3号）…1部

(5) 企画提案概要（様式第4号）…8部及び電子媒体1部

・10ページ以内、文字の大きさ原則10.5ポイント以上、カラー／モノクロどちらでも可。

(6) 企画提案書（任意様式）…8部及び電子媒体1部

・企画提案書は、Microsoft PowerPoint等を用いて作成し、プレゼンテーション審査の際には、本企画提案書を用いて説明を行うこととする。

・企画提案書に記載する項目の順序は、企画提案概要（様式第4号）の順序に合わせること。

・記載に当たっては、第1の3の業務内容を参照の上、具体的な内容を記載すること。

・A4版、片面印刷、横書き、表紙と目次を除き20ページ以内、文字の大きさ原則11ポイント以上、ページ番号記載のもの。カラー／モノクロどちらでも可。

・企画提案概要及び企画提案書の電子媒体データはPDF形式によるものとし、CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

(7) 業務経費積算書（様式第5号）…1部

2 提出期限

令和2年6月12日（金）午後5時必着

3 提出方法

郵送又は持参とする。

4 提出先

宮城県経済商工観光部 新産業振興課（宮城県行政庁舎14階北側）

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

5 提出後の変更、取下げ等

・提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。

・企画提案を提出後に取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第6号）を提出すること。取下願の提出があっても、既に提出された書類は返却しない。

6 本業務に関する質問の受付

・本業務に関する質問は、質問書（様式第7号）により受け付ける。口頭及び電話による質問については応じない。

(1) 提出期限

令和2年5月22日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

電子メールとし、件名を「先進的A I・I o T活用ビジネス創出実証事業  
業務 企画提案に関する質問」とすること。

(3) 提出先

宮城県経済商工観光部 新産業振興課  
shinsanj@pref.miyagi.lg.jp

(4) 質問への回答

令和2年5月29日(金)午後5時までに、宮城県経済商工観光部新産業  
振興課のホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>)へ随  
時掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事  
項に密接に関わる場合は、当該質問者にのみ電子メールで回答する。また、  
質問の内容によっては回答しないことがある。

7 その他

(1) 企画提案の提出後、内容について説明を求めることがある。

(2) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

第5 業務委託候補者の決定

1 評価・選定の体制

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションにより評  
価の上選定を行う。

なお、応募者が7者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審  
査(一次審査)を実施し、上位7者程度を選定する。

2 評価・選定方法

選定委員会は、評価基準(別表3)により評価をする。各選定委員の点数を平均  
して60点以上となる者のうち、評価点数の合計の上位3者を契約予定者として  
選定する。

また、応募者が3者以内であった場合は、各選定委員の点数を平均して60点以  
上となった場合には、契約予定者として選定する。

3 プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和2年7月7日(火)を予定。詳細は、対象者に別途通知する。

(2) 実施場所

宮城県庁内を予定。詳細は、応募者に別途通知する。

(3) 実施方法

- ・1 応募者当たりの持ち時間は30分以内(提案説明20分以内、質疑応  
答10分以内)とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとす

る。

- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。当日の新たな資料配付については、企画提案の差し替えや変更は認めない。但し、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。その場合は8部持参すること。
- ・プレゼンテーションの会場には県でプロジェクタとパソコンを用意するので、パソコンや資料等を用いて、企画提案を分かりやすく説明すること。パソコンの持ち込みを認める。
- ・出席者は1応募者につき5名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、応募者が3者以内の場合でも実施する。

#### 4 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者全員に文書により通知する。また、契約予定者を新産業振興課ホームページにおいて公表する。なお、審査結果についての質問には応じない。

「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る下記の事項を公表する。

- (1) 参加者名称
- (2) 選定された候補者の名称と得点
- (3) 選定された候補者のビジネスモデル名称とビジネスモデル概要
- (4) 他の参加者の得点  
(得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない)

#### 5 契約予定者の選定の取消

次の場合は、契約予定者の選定を取消し、2による評価点数の合計が次点の者を契約予定者とする。

- (1) 契約予定者が辞退した場合。
- (2) 入札参加業者登録簿に登録されている契約予定者が、第7により委託契約を締結するまでの間に登録を取消された、又は入札参加資格制限を受けた場合。
- (3) 第7により委託契約を締結するまでの間に、第2の応募資格を有しないことが判明した場合。

### 第6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

- 1 故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- 2 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。

- 3 本募集要領等に反する場合。
- 4 同一の団体等が、2件以上の企画提案書を提出した場合。
- 5 その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

## 第7 委託契約の締結

### 1 委託契約先

本業務は、原則として、契約予定者に委託する。

### 2 仕様の決定

委託する仕様内容は、第1の3の業務内容及び企画提案された内容を踏まえ、県と契約予定者とで協議の上決定する。

### 3 見積合わせの実施

県は、契約予定者と別途見積合わせを実施し、概算契約金額を確定した後に契約を締結する。契約条件は、「委託契約書」による。

### 4 その他

本業務の実施により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず、第三者に漏洩してはならない。

## 第8 その他

- 1 提出された企画提案文等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。



(別表1) 対象経費

経費項目		内容
機器設備費	賃料及び損料	本業務の実施に直接必要な機械器具類のリース・レンタルに要する経費。ただし、委託計画期間内の経費のみを対象とする。
	保守・改造修理費	本業務を行う上で必要な機器設備の保守・改造及び修繕に係る経費。(ただし、専ら本業務に使用する機器設備で、本業務に不可欠な場合のみ)
労務費	人件費	本業務に従事する者の作業時間に対する人件費
	補助費人件費	本業務を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
旅費		本業務に係る打合せ、研究開発等に必要な旅費
消耗品費		本業務を行うために必要な物品(耐用年数1年未満、取得単価が税込み5万円未満)の購入に必要な経費
外注費		受注者が直接実施することができないもの又は適当ではないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費
その他経費		本業務を行うために必要な経費のうち、本業務のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。 例) 通信運搬費(郵便料、運送代及び通信・電話料)、一般管理費

## [対象外経費]

- ・本業務内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・不動産等の財産の取得費用
- ・その他、本業務に関係ない経費

(別表2) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

(別表3) 評価基準

区分	配点合計	評価項目	着眼点	配点
企画提案内容の適切性・有効性	60点	企画内容	・企画内容は、本事業の内容・趣旨に合致したものであるか。	5点
			・県内IT関連企業が主体的に取り組むものであるか。	5点
			・県内IT関連産業への波及効果があるものか。 ・他の県内のユーザー企業等に波及効果のあるものか。	5点
			・内容は具体的かつ適当で、実現可能なものであるか。	5点
		実証内容	・AI・IoTの導入により克服する具体的な課題を特定し、その課題の解決に資する導入効果検証モデルを構築し実証するものであるか。	15点
先進性	・企画内容は、先進性及びオリジナル性を有する導入効果検証モデルであるか。	10点		
目標設定	・導入効果の想定、実証の目標設定は適切か。 ・実証の成果や効果を高めるための工夫があるか。	15点		
業務遂行能力	20点	業務実施体制等	・業務を実施する上で、必要な組織、人員、体制は整っているか。 ・実証場所は確保されているか。	10点
		開発実績	・過去にAI・IoTを活用したシステム開発を行った実績があるか。又は、実績を有する者の協力が得られる体制となっているか。	10点
遂行の確実性	15点	計画工程	・実施計画のスケジュール等が無理なく組み立てられており、確実な実施・運営が見込める工程になっているか。	15点
費用の確実性	5点	積算内容	・必要となる経費・費目を過不足なく計上し、適正に積算されているか。同時期に国の予算を活用する、他の関連する事業を行っている、又は、行おうとする場合には、役割分担・費用分担等が明確になされているか。	5点
合計	100点			100点